

の地区では東西に並ぶ総柱建物が検出されており、すでに橘樹郡家正倉群の中心部であると推定されていた。そこで市教委は、事業主体者である民間開発業者と協議し、計画地全体に盛土を行い、遺跡を地下に保存して、将来は遺跡の活用が図れるようにするとともに、橘樹郡家跡の重要性を考慮して、事前に市教委が計画地全体を対象とした確認調査を実施することを決定し、千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕第7次調査を実施した。

また、平成15（2003）年度には、蟻山地区の第6次調査3区として調査した土地（高津区千年字蟻山521-1）で宅地造成計画が具体化した。この地区では、千年伊勢山台北遺跡や千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕第1・2次調査で発見された総柱建物とはやや異なる建物配置をとる総柱建物群の存在が明らかになっていた。そこで市教委は、事業主体者である民間開発業者や土地所有者と協議を行い、第7次調査地点と同様、遺跡を地下に保存できるよう計画地全体に盛土することとするとともに、橘樹郡家跡の重要性を考慮して、事前に市教委が計画地全体を対象として確認調査することを決定し、千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕第8次調査として実施した。この第7・8次調査は、市単独経費として実施した。

この第1次から第8次に及ぶ橘樹郡衙推定地確認調査事業によって、正倉と推定できる遺構が伊勢山台地区から蟻山地区に分布していること、上原宿地区にも郡家関連遺構が存在することを確認した。こうした調査成果は、平成16（2004）年度に『武蔵国橘樹郡衙推定地 千年伊勢山台遺跡-第1～8次発掘調査報告書-』（以下「確認調査報告書」という。）として刊行され、この事業は完了した。

(c) ガス管理設工事に伴う調査

橘樹郡衙推定地確認調査事業による平成15（2003）年度の現地調査が終わり、確認調査の成果を報告書としてまとめる準備をしていた平成16（2004）年3月、東京ガス株式会社神奈川導管ネットワークセンター（以下「東京ガス」という。）が高津区千年字伊勢山台一帯で実施する、ガス管理設工事計画を確認した。そこで急遽、東京ガスに連絡を取り、当該事業地は川崎市が重点的に調査・保存を進めている橘樹郡家跡内にあたるため、工事着工前に文化財保護法第93条に基づく届出（以下「法93条届出」という。）が必要であるとともに、事前に遺跡の取扱いについて市教委と協議が必要である旨を伝えた。それを受け、東京ガスから今後の取扱いについて市教委に照会があったため、市教委は東京ガスと協議を行った。

東京ガスからは、当該事業が地元市民からの早期着手要請を受けて実施するものであり、平成16（2004）年4月下旬には工事を開始したいとの要望があった。これに対し市教委としては、事業計画地は公道上であるためすでに遺跡が破壊されている可能性は高いが、川崎市の重要な遺跡である橘樹郡家跡内にあたり、遺跡の現状を確認する作業は必要であることを説明した。協議の結果、本来は市教委により事前に試掘または確認調査を実施する必要があるが、地元要望に基づいた事業で着工までは時間がないうえ、当該事業が公道上で占用許可申請や掘削後の仮復旧などが必要となるが、市教委ではすぐに対応できないことから、東京ガスの工事着工に合わせて市教委による工事立会を実施し、遺跡が確認された場合には東京ガスが一時工事を中断し、市教委による確認調査を実施する等の措置を講ずることで合意した。また今後、周知の埋蔵文化財包蔵地内でガ

ス管理設工事等を実施する計画が生じた場合には、早急に市教委に連絡し、遺跡の取扱いについて協議することも確認した。協議が成立したのを受け、東京ガスが法93条届出を提出したことから、市教委は東京ガスの協力を得て、ガス管理設工事の工事立会調査を実施した。その結果、伊勢山台地区から蟻山地区にかけての公道下でも、郡家関連遺構が遺存していることを確認した。

平成17（2005）年11月になり、平成16（2004）年度の確認通り、東京ガスから市教委に対して、高津区千年から影向寺（宮前区野川：現野川本町3丁目）にかけてガス管理設工事を実施する計画があるとの連絡が入った。第9次調査の結果等から、当該計画範囲についても遺構が現存する可能性が高いため、第9次調査と同様、市教委による工事立会を実施し、遺構が確認された場合には東京ガスが一時工事を中断し、市教委による確認調査を実施する等の措置を講ずることになった。その後、東京ガスから法93条届出が提出されたことから、市教委は東京ガスの協力を得て、ガス管理設工事の工事立会調査を実施した。その結果、第9次調査同様、遺構が遺存していることを確認した。当該調査は第9次調査に続く調査として、第10次調査と呼称することにした。

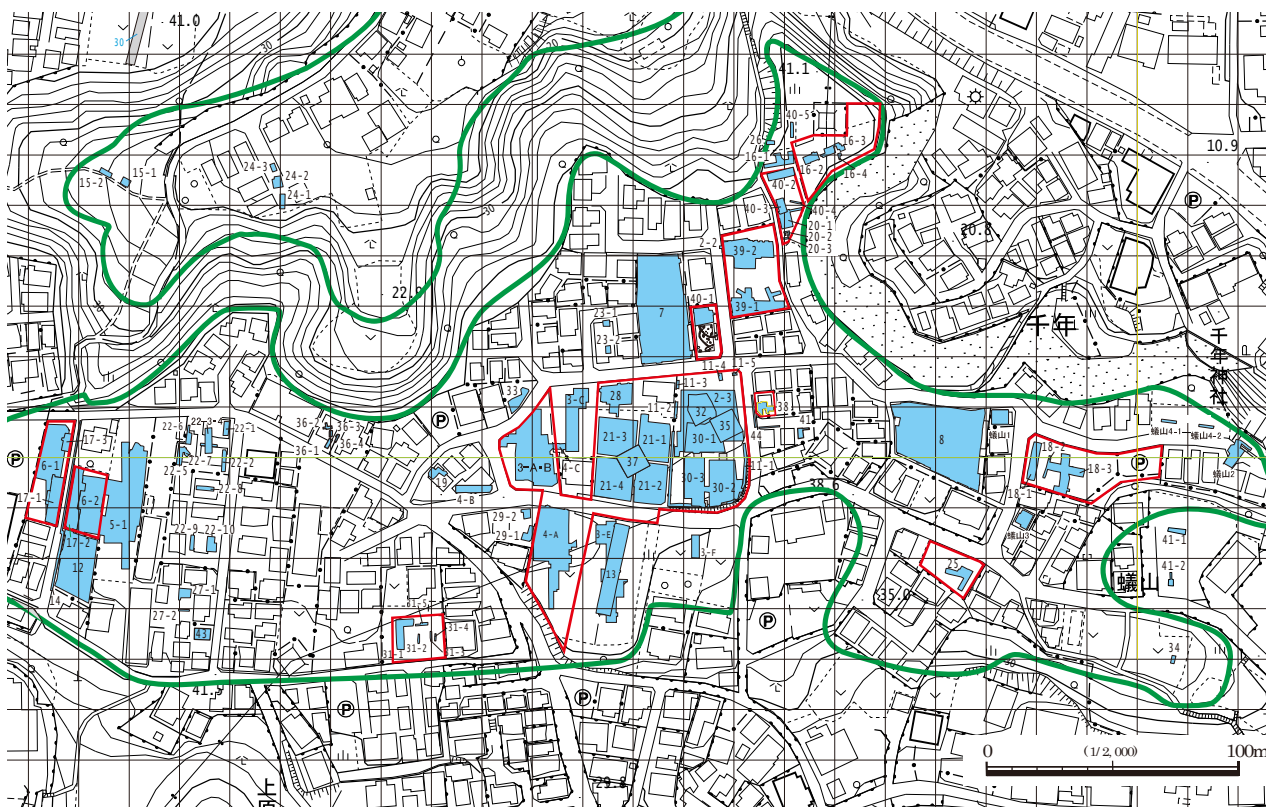
(d) 近年の開発事業に伴う調査（平成25（2013）年度～）

平成25（2013）年6月、川崎市高津区千年字上原宿360-1ほかについて、開発事業者から開発事業の説明と埋蔵文化財に係る取扱いについての照会があった。当該地は、過去に川崎市が実施した橘樹郡衙推定地確認調査事業において調査を実施した上原宿地区内であり、弥生時代の集落跡や環濠が検出されていることから、市教委は遺跡に影響が及ぶ開発を実施する場合、事前の発掘調査が必要になる旨を回答した。その後、市教委と開発事業者で協議を行い、当該地における開発事業は遺跡を地下に保存できる計画とすることで合意したことから、開発事業者は遺跡の詳細なデータを提供するため、市教委が当該地全体の確認調査を第12次調査として実施することとした。その結果、上原宿地区にも官衙関連の大型建物が存在することが確認できた。

また、平成25（2013）年7月上旬、市教委が高津区千年字伊勢山台417-1ほかの土地所有者に橘樹郡家における今後の取組みについて説明を行った際、当該地東寄り約1/3の範囲について天地返し等の土壌改良工事及びビニールハウス建設等の事業計画を実施する意向であることを伝えられた。そこで、市教委は遺跡の取扱いについて土地所有者と断続的に協議を行った。市教委は、当該地が千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕第3次調査E区にあたり、すでに橘樹郡家関連遺構を確認しているため、現状のまま遺跡を保存しつつ耕作を続けてもらえるよう調整を図ったが、土地所有者の意向もあり、土壌改良を行う範囲について、事前に記録保存を目的とした発掘調査を実施することになった（第13次調査）。調査の結果、橘樹郡家関連遺構を検出したことから、調査後、改めて土地所有者と遺跡の取扱いについて再度協議を重ねた結果、土壌改良工事などの事業は行わず、これまで通り、遺跡を保存しながら耕作するとの同意を得られ、現状保存として取扱うことができた。

(e) 橘樹官衙遺跡群確認調査事業（平成26（2014）年度～）

平成24（2012）年度に、橘樹郡家正倉院範囲内において集合住宅建設の計画が生じ、



第8図 千年伊勢山台遺跡〔橋樹郡家跡〕の調査地点

第2表 千年伊勢山台遺跡〔橋樹郡家跡〕の調査一覧

調査原因	年度	回数	調査期間	調査内容	調査面積 (㎡)	調査機関
宅地造成	H8 (1996)	千年伊勢山 台北遺跡	H8 (1996) 年 6月13日～8月9日	宅地造成工事計画に伴う発掘調査	447.5	千年伊勢山台北遺跡発掘調査団
橋樹郡街 推定地 確認調査 事業	H10 (1998)	1次	H11 (1999) 年 1月28日～2月11日	橋樹郡家正倉群の配置・構造・変遷等の確認	78	(推定) 橋樹郡街発掘調査団
	H11 (1999)	2次	H11 (1999) 年 7月5日～12月9日	橋樹郡家正倉群の配置・構造・変遷等の確認	(1地区) 199.5 (2地区) 28 (3地区) 435.5	(推定) 橋樹郡街発掘調査団
	H12 (2000)	3次	H12 (2000) 年 7月21日～10月3日、 H13 (2001) 年 2月27日～3月23日	橋樹郡家正倉群の配置・構造・変遷等の確認	(A・B区) 362.6 (C区) 147.5 (D区) 207.1 (E区) 232.5 (F区) 27	(推定) 橋樹郡街発掘調査団
	H13 (2001)	4次	H13 (2001) 年 8月20日～10月25日	橋樹郡家正倉群の配置・構造・変遷等の確認	(A区) 371.3 (B区) 42.3 (C区) 12.7 (D区) 141.9	(推定) 橋樹郡街発掘調査団
	H14 (2002)	5次	H14 (2002) 年 7月22日～9月5日、 H15 (2003) 年 2月24日～3月25日	橋樹郡家正倉群の配置・構造・変遷等の確認 橋樹郡家関連施設の広がり等の確認	(1区) 407 (2区) 213.2 (3区) 22.8	(推定) 橋樹郡街発掘調査団
	H15 (2003)	6次	H15 (2003) 年 7月16日～9月6日	橋樹郡家関連施設の配置・構造・変遷等の確認	(1・2区) 685.1 (3区) 278.5	(推定) 橋樹郡街発掘調査団
	H15 (2003)	7次	H15 (2003) 年12月 15日～H16 (2004) 年 2月7日	宅地開発工事計画に伴う確認調査 橋樹郡家正倉群の配置・構造・変遷等の確認	663.6	(推定) 橋樹郡街発掘調査団
	H15 (2003)	8次	H16 (2004) 年 2月28日～3月30日	宅地開発工事計画に伴う確認調査 橋樹郡家正倉群の配置・構造・変遷等の確認	770	(推定) 橋樹郡街発掘調査団
ガス工事	H16 (2004)	9次	H16 (2004) 年4月26日 ～28日、5月17日～19日 ・31日、6月2日～4日、 9月16日～18日	ガス管理設工事計画に伴う確認調査 橋樹郡家関連施設の配置・構造・変遷等の確認	185	川崎市教育委員会
ガス工事	H18 (2006)	10次	H18 (2006) 年1月17日～ 23日	ガス管理設工事計画に伴う確認調査 橋樹郡家関連施設の配置・構造・変遷等の確認	120	川崎市教育委員会
緑地整備	H19 (2007)	11次	H19 (2007) 年10月22日 ～26日	緑地整備計画に伴う確認調査 橋樹郡家関連施設の配置・構造・変遷等の確認	88.2	川崎市教育委員会
宅地開発	H25 (2013)	12次	H25 (2013) 年7月24日～ 8月9日	宅地開発工事計画に伴う確認調査 橋樹郡家関連施設の配置・構造・変遷等の確認	327.1	川崎市教育委員会
土壌改良	H25 (2013)	13次	H25 (2013) 年8月21日～ 31日	土壌改良計画に伴う確認調査 橋樹郡家関連施設の配置・構造・変遷等の確認	213.5	川崎市教育委員会
ガス工事	H25 (2013) ～H26 (2014)	14次	H26 (2014) 年3月31日～ 4月2日	ガス管理設工事計画に伴う確認調査 橋樹郡家関連施設の配置・構造・変遷等の確認	50.6	川崎市教育委員会

ガス工事	H25 (2013)～H26 (2014)	14次	H26 (2014) 年3月31日～4月2日	ガス管理設工事計画に伴う確認調査 橘樹郡家関連施設の配置・構造・変遷等の確認	50.6	川崎市教育委員会
橘樹官衙遺跡群確認調査事業	H26 (2014)	15次	H26 (2014) 年11月7日～11月20日	官衙北側谷戸における遺構等の確認	19.6	川崎市教育委員会
	H27 (2015)	16次	H27 (2015) 年6月17日～7月7日	橘樹郡家関連施設の配置・構造・変遷等の確認	79.4	川崎市教育委員会
	H27 (2015)	17次	H27 (2015) 年9月1日～9月15日	橘樹郡家関連施設の配置・構造・変遷等の確認	(1区) 103.95 (2区) 97 (3区) 25.4	川崎市教育委員会
	H27 (2015)	18次	H28 (2016) 年1月14・15日、2月15～17日	橘樹郡家関連施設の配置・構造・変遷等の確認	(18-1) 106 (18-2) 154.4	川崎市教育委員会
個人住宅	H27 (2015)	19次	H28 (2016) 年2月15・16日	個人住宅建設計画に伴う確認調査 橘樹郡家関連施設の配置・構造・変遷等の確認	19.4	川崎市教育委員会
橘樹官衙遺跡群確認調査事業	H27 (2015)	20次	H28 (2016) 年3月10日～3月23日	橘樹郡家関連施設の配置・構造・変遷等の確認	39.6	川崎市教育委員会
	H28 (2016)	21次	H28 (2016) 年11月2日～12月14日	橘樹郡家関連施設の配置・構造・変遷等の確認	859.2	川崎市教育委員会
宅地開発	H28 (2016)	22次	H28 (2016) 年11月29・30日、 H29 (2017) 年1月11日～13日	宅地開発工事計画に伴う確認調査 橘樹郡家関連施設の配置・構造・変遷等の確認	(試掘) 30.8 (確認) 97	川崎市教育委員会
個人住宅	H28 (2016)	23次	H29年 (2017) 年2月23日	個人住宅建設計画に伴う確認調査 橘樹郡家関連施設の配置・構造・変遷等の確認	12	川崎市教育委員会
宅地開発	H29 (2017)	24次	H29年 (2017) 年4月24日～27日、8月22日	宅地開発工事計画に伴う確認調査 官衙北側谷戸における遺構等の確認	33.6	川崎市教育委員会
橘樹官衙遺跡群確認調査事業	H29 (2017)	25次	H29年 (2017) 年6月19日	橘樹郡家関連施設の配置・構造・変遷等の確認	39	川崎市教育委員会
橘樹官衙遺跡群確認調査事業	H29 (2017)	26次	H30 (2018) 年1月25・26日、2月20日	橘樹郡家関連施設の配置・構造・変遷等の確認	5.9	川崎市教育委員会
個人住宅	H30 (2018)	27次	H30 (2018) 年5月9日	個人住宅建設計画に伴う確認調査 橘樹郡家関連施設の配置・構造・変遷等の確認	21.3	川崎市教育委員会
橘樹官衙遺跡群確認調査事業	H30 (2018)	28次	H30 (2018) 年11月19日～12月14日	橘樹郡家関連施設の配置・構造・変遷等の確認	109.7	川崎市教育委員会
個人住宅	H30 (2018)	29次	H30 (2018) 年12月4日	個人住宅建設計画に伴う確認調査 橘樹郡家関連施設の配置・構造・変遷等の確認	28	川崎市教育委員会
史跡整備	R1 (2019)	30次	R1 (2019) 年11月11日～12月27日	史跡整備事業に伴う確認調査 橘樹郡家関連施設の配置・構造・変遷等の確認	823.4	川崎市教育委員会
橘樹官衙遺跡群確認調査事業	R2 (2020)	31次	R2 (2020) 年7月6日・7日	橘樹郡家関連施設の配置・構造・変遷等の確認	57.13	川崎市教育委員会
	R2 (2020)	32次	R2 (2020) 年11月16日～12月12日	橘樹郡家関連施設の配置・構造・変遷等の確認	102.66	川崎市教育委員会
	R3 (2021)	33次	R3 (2021) 年4月23日	橘樹郡家関連施設の配置・構造・変遷等の確認	33.9	川崎市教育委員会
	R3 (2021)	34次	R3 (2021) 年5月24日・26日	橘樹郡家関連施設の配置・構造・変遷等の確認	4.5	川崎市教育委員会
史跡整備	R3 (2021)	35次	R3 (2021) 年10月18日～11月13日	史跡整備事業に伴う確認調査 橘樹郡家関連施設の配置・構造・変遷等の確認	99.3	川崎市教育委員会
個人住宅	R4 (2022)	36次	R4 (2022) 年4月13日	個人住宅建設計画に伴う確認調査 橘樹郡家関連施設の配置・構造・変遷等の確認	16.3	川崎市教育委員会
橘樹官衙遺跡群確認調査事業	R4 (2022)	37次	R4 (2022) 年9月5日～10月20日	橘樹評家関連施設の配置・構造・変遷等の確認	96.3	川崎市教育委員会
個人住宅	R4 (2022)	38次	R5 (2023) 年2月2日	個人住宅建設計画に伴う確認調査 橘樹郡家関連施設の配置・構造・変遷等の確認	21.7	川崎市教育委員会
橘樹官衙遺跡群確認調査事業	R5 (2023)	39次	R5 (2023) 年10月2日～11月6日、11月20日、11月29日	橘樹郡家関連施設の配置・構造・変遷等の確認	315.5	川崎市教育委員会
橘樹官衙遺跡群確認調査事業	R6 (2024)	40次	R6 (2024) 年9月17日～10月25日	橘樹郡家関連施設の配置・構造・変遷等の確認	107.7	川崎市教育委員会
個人住宅	R6 (2024)	41次	R6 (2024) 年10月16日	個人住宅建設計画に伴う確認調査 橘樹郡家関連施設の配置・構造・変遷等の確認	9.8	川崎市教育委員会
宅地開発	R6 (2024)	42次	R6 (2024) 年11月13日	遺構確認なし	19	川崎市教育委員会
個人住宅	R6 (2024)	43次	R6 (2024) 年12月12日	ビット2基検出	28.7	川崎市教育委員会
ガス工事	R7 (2025)	44次	R7 (2025) 年4月9日	遺構確認なし	18.5	川崎市教育委員会

遺跡が破壊される可能性が高まったことから、将来にわたり遺跡の保存を図るため、千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕と影向寺遺跡を橘樹官衙遺跡群として国史跡指定を目指すことになった。そこで、市教委は、遺跡群の価値を高め、橘樹郡家跡及び影向寺遺跡の全容解明に向けて、平成26（2014）年度から橘樹官衙遺跡群確認調査事業を開始した。その結果、調査成果等からその価値が認められ、平成27（2015）年3月10日に、史跡橘樹官衙遺跡群として指定された。

国史跡指定後、さらに遺跡群の価値を高めるとともに、千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕の全容解明に向け、市教委は調査整備委員会の指導・助言を受けつつ、橘樹官衙遺跡群確認調査事業を実施することとした。この事業に伴い実施した千年伊勢山台遺跡〔橘

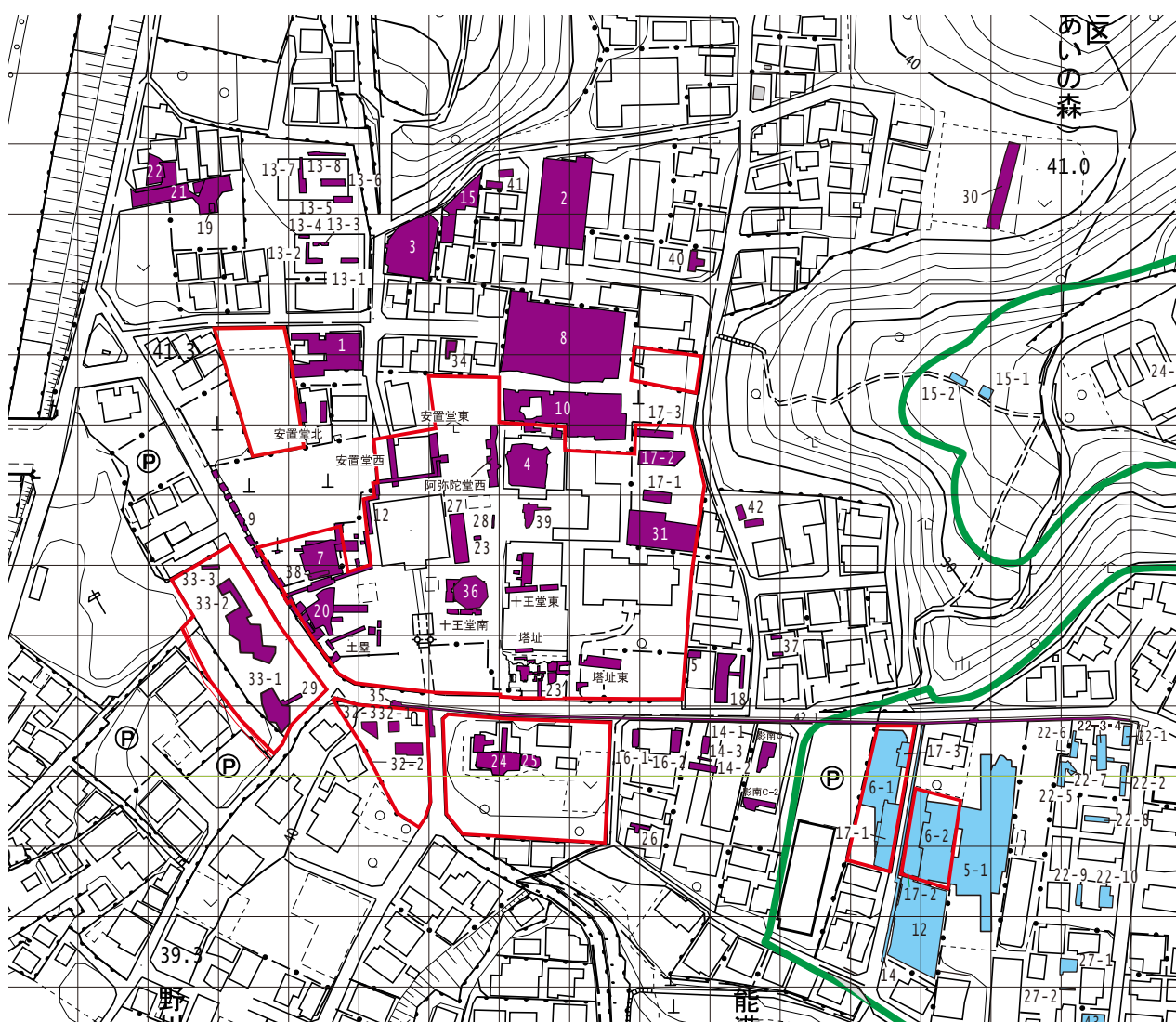
樹郡家跡」の調査は、平成26（2014）年度～令和7（2025）年度までに31回実施し、大きな成果をあげている。

なお、第30次及び第35次調査については、史跡整備事業に伴う確認調査である。

以上が、千年伊勢山台遺跡「橘樹郡家跡」におけるこれまでの調査や市による対応の経緯である。

② 影向寺遺跡

影向寺は、古代から現在まで連綿と法灯が伝えられてきた、南関東屈指の古刹として知られている。また、江戸から多摩川を渡ってすぐという地理的環境もあり、近世後期に編纂された『新編武蔵国風土記稿』、『江戸名所図会』、『江戸名所記』などで紹介されるなど、古くから人々の関心が寄せられてきた。近代以降には、考古学的な関心が向けられ、影向寺及びその周辺で採集される古瓦の研究が行われ、影向寺から出土する古代の瓦には奈良時代の瓦と平安時代の瓦の2種類あることなどが指摘されてきた。その後、影向寺及びその周辺においては、長い間発掘調査が行われることもなく、影向寺の変遷・伽藍の構成など不明な点が多かった。しかし、1970年代に入り、影向寺周辺でも都市化の波が押し寄せ始め、昭和50（1975）年、影向寺北側の畑地において住宅建設工事が実施されること



第9図 影向寺遺跡の調査地点

になり、初めてその事前の発掘調査が実施された（第1次調査）。この第1次調査以降、影向寺境内及びその周辺では、住宅建設工事に伴う発掘・確認調査が8回、影向寺関連施設建設工事に伴う発掘調査が4回、影向寺境内墓地整備工事に伴う発掘調査が3回、合計15件の発掘調査が実施された。

平成24（2012）年度になり、将来にわたり遺跡の保存を図るため、影向寺遺跡は千年伊勢山台遺跡〔橋樹郡家跡〕とともに橋樹官衙遺跡群として国史跡指定を目指すことになった。そこで、市教委は、国史跡としてさらに遺跡群の価値を高めるため、影向寺遺跡の全容解明に向けた確認調査を平成26（2014）年度から実施することにした。調査は、調査整備委員会の指導・助言を受けながら実施し、平成28（2016）年度～令和7（2025）年度までに27回（影向寺遺跡第16次調査～第42次調査）を実施している。なお、第21次及び第22次調査については、橋樹官衙遺跡群確認調査事業とは別に、民間開発事業に伴い実施された発掘調査である。

以上が、影向寺遺跡におけるこれまでの調査や市による対応の経緯である。

ウ 社会的調査の成果

(ア) 川崎市の概要

史跡橋樹官衙遺跡群が所在する川崎市は、神奈川県の一部に位置している。東京都心から

第3表 影向寺遺跡の調査一覧

調査原因	年度	回数	調査期間	調査内容	調査面積 (㎡)	調査機関
確認調査	S50（1975）	1次	S50（1975）年9月5日～9月14日	古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	116	影向寺遺跡発掘調査団
宅地開発	S51（1976）	2次	S52（1977）年2月22日～4月1日	宅地開発工事計画に伴う確認調査 橋樹郡家関連施設の配置・構造・変遷等の確認	350	影向寺遺跡第2次発掘調査団
戸建住宅	S53（1978）	3次	S53（1978）年7月～8月	戸建住宅建設計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	202	影向寺遺跡発掘調査団
寺院整備	S53（1978）	4次	S53（1978）年8月～9月	阿弥陀堂建設工事計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	124	竹石健二（日本大学教授）
個人住宅	S53（1978） ・S55（1980）	5次	S53（1978）年9月12日～15日、S55（1980）年2月14日～3月5日	個人住宅建設計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	60	影向寺周辺遺跡発掘調査団
寺院整備	S58（1983）	6次	S58（1983）年3月～4月	太子堂建設工事計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	70	竹石健二（日本大学教授）
墓地整備	S58（1983）	7次	S58（1983）年7月～8月	墓地整備工事計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	106	竹石健二（日本大学教授）
墓地整備	S60（1985）	8次	S60（1985）年7月～8月	墓地整備工事計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	692	影向寺遺跡発掘調査団
寺院整備	H3（1991）	9次	H3（1991）年8月15日～9月	築地塀設置工事計画に伴う確認調査 橋樹郡家正倉群の配置・構造・変遷等の確認	101	影向寺遺跡発掘調査団
墓地整備	H6（1994）	10次	H6（1994）年7月10日～8月28日	墓地整備工事計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	384	影向寺遺跡発掘調査団
個人住宅	H17（2005）	11次	H18（2006）年1月10日～24日	個人住宅建設計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	60	株式会社玉川文化財研究所
寺院整備	H18（2006）	12次	H18（2006）年8月28日～10月13日	薬師堂防災施設設置工事計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の配置・構造・変遷等の確認	92.5	株式会社玉川文化財研究所
集合住宅	H22（2010） ・H23（2011）	13次	H22（2010）年12月6日、H23（2011）年4月7日	集合住宅建設計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	70.8	川崎市教育委員会
集合調査	H24（2012）	14次	H25（2013）年3月28日～30日	集合住宅建設計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	26	川崎市教育委員会
宅地開発	H25（2013）	15次	H25（2013）年9月24日～10月12日	宅地開発工事計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	82.6	有限会社吾妻考古学研究所

個人住宅	H28（2016）	16次	H28（2016）年4月13日・14日	個人住宅建設計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	22. 7	川崎市教育委員会
橋樹官衙遺跡群確認調査事業	H28（2016）	17次	H28（2016）年8月17日～25日	古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	95	川崎市教育委員会
戸建住宅	H28（2016）	18次	H28（2016）年8月30日	戸建住宅建設計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	15	川崎市教育委員会
宅地開発	H28（2016）	19次	H29（2017）年2月6日	宅地開発工事計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	3. 5	川崎市教育委員会
橋樹官衙遺跡群確認調査事業	H29（2017）	20次	H29（2017）年6月12日～7月7日	古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	77. 2	川崎市教育委員会
宅地開発	H29（2017）	21次	H29（2017）年12月20日～H30（2018）年1月11日	宅地開発工事計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	140	川崎市教育委員会
宅地開発	H29（2017）	22次	H30（2018）年2月7日～29日	宅地開発工事計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	68	川崎市教育委員会
橋樹官衙遺跡群確認調査事業	H30（2018）	23次	H30（2018）年6月8日～29日、H31（2019）年1月25日～3月11日	古代寺院関連施設（塔跡）の構造・規模・変遷等の確認	(23-1) 17. 6 (23-2) 13. 6	川崎市教育委員会
橋樹官衙遺跡群確認調査事業	H30（2018）	24次	H30（2018）年9月18日、H30（2018）年10月4日	古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	(24-1) 70. 3 (24-2) 65. 7	川崎市教育委員会
橋樹官衙遺跡群確認調査事業	R1（2019）	25次	R1（2019）年6月11日・12日	古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	18	川崎市教育委員会
個人住宅	R1（2019）	26次	R1（2019）年11月25日	個人住宅建設計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	7. 4	川崎市教育委員会
橋樹官衙遺跡群確認調査事業	R1（2019）	27次	R2（2020）年1月29日～3月6日	古代寺院関連施設（金堂跡）の規模・構造・変遷等の確認	56. 4	川崎市教育委員会
橋樹官衙遺跡群確認調査事業	R1（2019）	28次	R2（2020）年3月26日～30日	古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	1. 8	川崎市教育委員会
橋樹官衙遺跡群確認調査事業	R2（2020）	29次	R2（2020）年6月22日・23日	古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	20. 7	川崎市教育委員会
橋樹官衙遺跡群確認調査事業	R3（2021）	30次	R3（2021）年10月4日～6日	古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	86. 2	川崎市教育委員会
橋樹官衙遺跡群確認調査事業	R3（2021）	31次	R3（2021）年10月6日～10月15日、10月28日～11月2日	古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	176. 1	川崎市教育委員会
橋樹官衙遺跡群確認調査事業	R4（2022）	32次	R4（2022）年4月5日・6日	古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	49. 5	川崎市教育委員会
橋樹官衙遺跡群確認調査事業	R4（2022）	33次	R4（2022）年9月1日～9月30日、10月3日～10月12日	古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	192. 9	川崎市教育委員会
個人住宅	R4（2022）	34次	R5（2023）年2月3日	個人住宅建設計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	11. 1	川崎市教育委員会
水道工事	R4（2022）	35次	R5（2023）年2月9日～3月13日	水道工事に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	272. 8	川崎市教育委員会
橋樹官衙遺跡群確認調査事業	R4（2022）	36次	R5（2023）年3月10日～3月16日	古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	70. 0	川崎市教育委員会
個人住宅	R5（2023）	37次	R5（2023）年6月20日	個人住宅建設計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	6. 0	川崎市教育委員会
個人住宅	R5（2023）	38次	R5（2023）年9月1日	戸建住宅建設計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	8. 2	川崎市教育委員会
橋樹官衙遺跡群確認調査事業	R5（2023）	39次	R6（2024）年2月7日～3月5日	古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認		川崎市教育委員会
個人住宅	R6（2024）	40次	R6（2024）年10月31日	個人住宅建設計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	15. 7	川崎市教育委員会
個人住宅	R7（2025）	41次	R7（2025）年7月25日	個人住宅建設計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	16. 6	川崎市教育委員会
個人住宅	R7（2025）	42次	R7（2025）年8月26日、9月4日、9月6日	個人住宅建設計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	43. 5	川崎市教育委員会

ほぼ20km圏であるとともに、西側に隣接する横浜市の中心部、横浜駅周辺からも20km圏で、二大都市圏のちょうど中間に位置する。川崎市は、大阪市・京都市・名古屋市・横浜市・神戸市・北九州市・札幌市に次いで、昭和47（1972）年4月1日に政令指定都市に移行した。政令指定都市移行と同時に5区からなる区制を施行したが、昭和57（1982）年に分区を実施し、現在市域は7区の行政区に区分されている。令和7（2025）年5月1日における川崎市の人口は1,556,975人で、世帯数は793,600世帯で、人口密度は10,786人/㎢である。人口・世帯構成は、市外からの転入等が続き増加しており、今後しばらくこの傾向が続く想定である。

市域の土地利用は、田、畑、山林等の土地利用が年々減少しているが、工業用地、宅地等の土地利用は増加している。令和 7（2025）年 3 月現在、土地利用のうち、優先的かつ計画的に市街化を図るべき「市街化区域」は12,728ha（市の総面積の88.2%）、市街化を抑制すべき「市街化調整区域」は1,707ha（市の総面積の11.8%）である。市内の事業所数、従業者数についての平成26（2014）年度の経済センサス-基礎調査（基幹統計調査）結果では、事業所数は43,149事業所、従業者数は584,131人である。令和 2（2020）年国勢調査での就業人口は717,354人で、第 1 次産業就業者は2,625人（0.4%）、第 2 次産業126,522人（18.3%）、第 3 次産業は563,476人（81.3%）となっている。

川崎市内には多くの鉄道路線が通っており、現在東海道新幹線、J R 東海道線、J R 京浜東北線、J R 横須賀線、J R 南武線、J R 鶴見線、京急本線、京急大師線、東急東横線、東急目黒線、東急大井町線、東急田園都市線、小田急小田原線、小田急多摩線、京王相模原線の 6 鉄道事業者、15 路線、55 駅が運行されている。また道路交通網では、東名自動車道・第三京浜国道・東京湾横断道路（アクアライン）・首都高速道路（神奈川 1 号横羽線・神奈川 6 号川崎線等）の高速道路や、一般国道 1 号（第二京浜）・15 号（第一京浜）・132 号・246 号（通称大山街道）・357 号・409 号（府中街道）等の道路網が整備されている。また、古代に遡ると考えられる神奈川県道45号丸子中山茅ヶ崎線（中原街道）をはじめ、津久井道と通称される神奈川県道 3 号（世田谷町田線）等、交通の要衝として多くの道路が存在している。

その他、川崎市には、令和 7（2025）年 5 月 1 日現在、生涯学習施設として、市立市民館（分館含む）13 館、市立図書館（分館・閲覧所含む）13 館、県立図書館 1 館、市立博物館・博物館類似施設 5 館が所在している。また、川崎市内には、橘樹官衙遺跡群を含め国指定19 件（建造物 7、絵画 2、彫刻 1、工芸 2、古文書 2、書籍・典籍 1、考古資料 2、有形民俗文化財 1、史跡 1）、県指定27 件（建造物11、絵画 1、彫刻 3、工芸 2、無形民俗文化財 4、史跡 4、天然記念物 2）、市指定117 件（建造物19、絵画32、彫刻19、工芸 1、書跡 2、典籍 1、古文書11、考古資料17、史跡 1、無形民俗文化財 3、有形民俗文化財10、天然記念物 1）の合計163 件の指定文化財とともに、国登録文化財12 件（登録有形文化財10、登録記念物 2）、県選択無形民俗文化財 1 件が存在する。

また市内で、市民生活・市民文化や地域風土等に根ざして継承されてきた文化財を地域の宝として顕彰及び記録し、まちづくり等に寄与することを目的として「川崎市地域文化財顕彰制度」を平成29（2017）年度に創設し、令和 7（2025）年 4 月 1 日現在、川崎市地域文化財として264 件を決定している。

(イ) 橘樹官衙遺跡群に関わる法的規制

橘樹官衙遺跡群内に関わる法的規制等には、次があげられる。

①文化財保護法（昭和25（1950）年 5 月30日法律第214号）

橘樹官衙遺跡群は、平成27（2015）年 3 月10日に文部科学省告示第38号により国史跡に指定された。史跡指定範囲内は、文化財保護法によって現状を変更する行為等が規制されている（第125条）。また、史跡指定範囲周辺は文化財保護法における周知の埋蔵文化財包蔵地（高津区No.95・138・148、宮前区No.5）となっており、開発行為に伴う土木工事等により土地の掘削を行う際、工事着手前の通知又は届出が義務づけられるとともに、埋蔵

文化財の取扱い等について、市教委と協議を行い、必要があれば保存のための措置が求められる。

②都市計画法（昭和43（1968）年6月15日法律第100号）

橘樹官衙遺跡群の史跡指定地は、全域都市計画法による市街化区域であり、用途地域としては第一種低層住居専用地域に指定されている。

③農地法（昭和27（1952）年7月15日法律第229号）

農地又は採草放牧地（第2条第1項）について、所有権を移転する場合または農地以外の用途に転用する場合には農業委員会の許可を受けなければならないとされている（4haを超える場合には農林水産大臣の許可）。橘樹官衙遺跡群の史跡指定地と近接範囲には一部農地が所在する。

④生産緑地法（昭和49（1974）年6月1日法律第68号）

良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図るため、建築物その他の工作物の新築、改築または増築、宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更、水面の埋立てまたは干拓を行う場合には市町村長の許可が必要とされている（第8条）。橘樹官衙遺跡群の史跡指定地と近接範囲には、生産緑地地区が所在する。

⑤都市緑地法（昭和48（1973）年9月1日法律第72号）

橘樹官衙遺跡群の近接範囲には「橘特別緑地保全地区」・「千年特別緑地保全地区」・「東野川特別緑地保全地区」が所在している。特別緑地保全地区は、都市緑地法に基づき、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為等、一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度であり、○無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの、○神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの、○風致又は景観が優れているもの、または動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもので、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの、等を対象として、都市計画法における地域地区として、市町村（10ha以上かつ2以上の区域にわたるものは都道府県）が計画決定を行う。特別緑地保全地区に指定された場合、優遇税制等が適用されるとともに、土地所有者は建築行為等の申請が不許可となった時に、市に土地の買入れを申し出ることができる（第17条）。また、譲渡所得には2,000万円控除が適用される等、さまざまな優遇措置が受けられるが、原則として、緑地として永続的に保全することになる。

⑥電気事業法（昭和39（1964）年7月1日法律第170号）

橘樹官衙遺跡群の史跡指定範囲隣接地には、東京電力株式会社が維持管理する送電鉄塔が所在している。送電鉄塔は事業用電気工作物に該当するため、安全に係る技術基準や保安規定が定められている。このため、送電鉄塔周辺において、発掘調査等の事業を実施す